

○旭川市客引き勧誘行為等の防止に関する条例施行規則

平成26年7月1日規則第38号

旭川市客引き勧誘行為等の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、旭川市客引き勧誘行為等の防止に関する条例（平成26年旭川市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定区域)

第2条 条例第3条第1項の市長が指定する区域は、次に掲げる路線名の道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいう。以下同じ。）に囲まれた区域（当該区域を囲む道路の部分を含む。）とする。

- (1) 道道旭川停車場線
- (2) 市道1・2条間仲通線
- (3) 市道5・6丁目間横通線
- (4) 市道4・5条間仲通2号線
- (5) 市道緑橋通2号線

附 則

この規則は、公布の日から施行する。